

## 地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
292036	奈良県	大和郡山市	都市Ⅱ-1

(1)民間委託			
直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】 類似団体委託率	全国委託率
		100.0%	99.2%
本庁舎の清掃		99.4%	97.8%
本庁舎の夜間警備		88.4%	86.2%
案内・受付		92.3%	89.8%
電話交換		86.0%	86.2%
公用車運転		99.4%	97.9%
し尿収集		97.8%	96.3%
一般ごみ収集		73.8%	61.9%
学校給食(調理)		96.7%	88.7%
学校給食(運搬)		35.2%	32.6%
学校用務員事務		99.4%	98.7%
水道メーター検針		98.0%	95.4%
道路維持補修・清掃等		100.0%	98.9%
ホームヘルパー派遣		100.0%	99.9%
在宅配食サービス		99.0%	98.9%
情報処理・庁内情報システム維持		93.2%	94.5%
ホームページ作成・運営		94.3%	95.0%
調査・集計		94.3%	95.0%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体  
委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(3)窓口業務			
総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	設置予定無し	委託状況	委託有
【参考】		【参考】	
設置率(類似団体)	13.6%	委託率(類似団体)	23.2%
設置率(全国)	10.6%	委託率(全国)	14.7%

(4)総務事務センター			
設置状況	委託状況	【参考】	
設置予定無し		類似団体	
		設置率	委託率
		17.7%	4.0%
		全国	
		設置率	委託率
		8.8%	2.0%

対象部局		対象業務			
首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費
				福利厚生	財務会計

「設置予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。  
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

当市の規模で設置する必要性があまり感じられない。

(2)指定管理者制度等			
公の施設数	制度導入施設数	導入率	【参考】 類似団体導入率
			41.3%
体育館	23	21	48.7%
競技場 (野球場、テニスコート等)	5	5	47.6%
プール	1	1	14.1%
海水浴場	0	0	85.8%
宿泊体養施設 (ホテル、国民宿舎等)	0	0	81.8%
保養施設 (公衆浴場、湯・山の家等)	2	2	70.0%
キャンプ場等	0	0	72.4%
産業情報提供施設	0	0	51.6%
展示場施設、見本市施設	0	0	40.0%
開放型研究施設等	0	0	55.0%
大規模公園	1	1	6.8%
公営住宅	19	0	44.3%
駐車場	15	15	38.9%
大規模公園、斎場等	2	0	43.5%
図書館	1	0	12.2%
博物館 (美術館、科学館、歴史館、動物園等)	0	0	28.8%
公民館、市民会館	9	2	22.0%
文化会館	1	1	50.3%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	1	1	53.4%
特別養護老人ホーム	0	0	73.3%
介護支援センター	0	0	72.2%
福祉・保健センター	2	2	56.6%
児童クラブ、学童館等	13	0	20.6%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(5)クラウド化			
実施済み		種類	実施時期
		自治体クラウド	
		単独クラウド	
実施予定	○	種類	実施予定時期
		自治体クラウド	平成27年度中
		単独クラウド	
検討中		検討状況	
未実施		実施しない理由	

実施率(類似団体)	
自治体クラウド	単独クラウド
8.6%	21.2%
実施率(全国)	
自治体クラウド	単独クラウド
17.0%	25.2%

(6)公共施設等総合管理計画			
策定済み		策定予定	○
			策定予定時期
			平成28年度
【参考】		策定割合(全国)	
策定割合(類似団体)	4.0%	策定割合(全国)	3.3%

(7)地方公会計の整備			
統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)			
作成済み		作成予定	○
			作成完了予定年度
			平成29年度
【参考】		作成割合(全国)	
作成割合(類似団体)	0.0%	作成割合(全国)	0.0%

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。